



こんな銘柄です！

(ティッカー： NKE )

## 1 会社について (発行者情報)

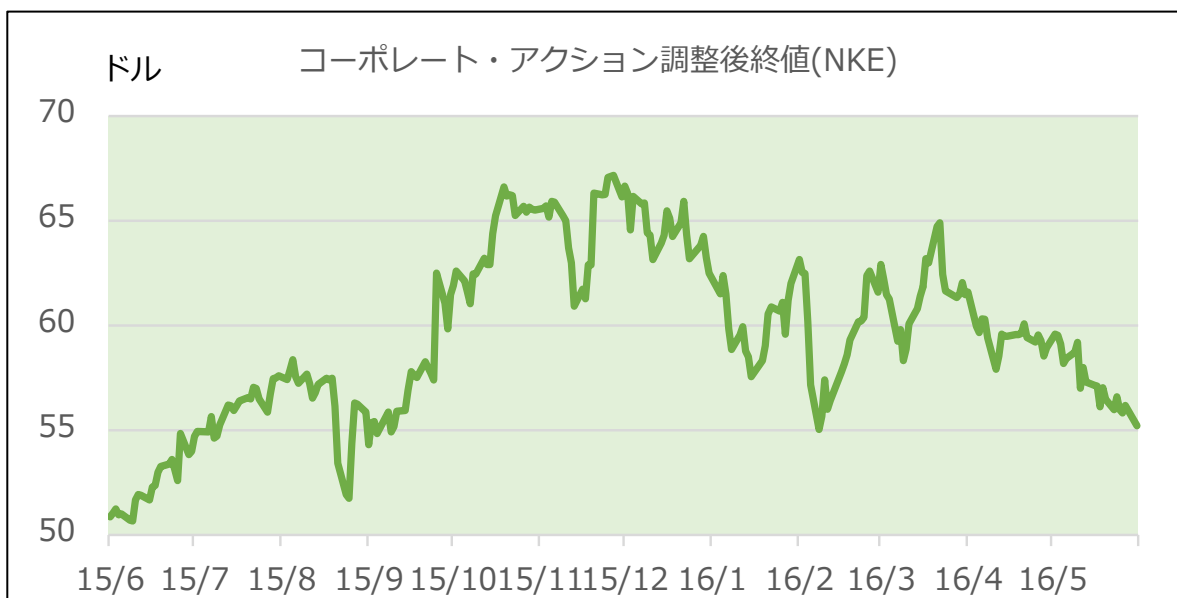
- (1) 名 称： **Nike, Inc. (ナイキ)**
- (2) 本店所在地： One Bowerman Drive, Beaverton, OR 97005-6453, United States
- (3) 設立について：  
準拠法： 米国オレゴン州会社法      法的地位： 株式会社      設立年： 1967年
- (4) 決 算 期： 5月
- (5) 発行済株式数： 1,348 (百万株)      実際に発行され、市場に流通している株式の数です。
- (6) 事 業 内 容： スニーカーやスポーツウェアなどスポーツ関連商品を扱う世界的企業。

(7) 経理の状況について： (単位：百万USD)

	2016 年	2015 年
総資産額 (会社のすべての資産)	21,396	21,597
負債額 (会社が借りているお金)	9,138	8,890
株主資本額 (株主の財産)	12,258	12,707

## 2 株式について (証券情報)

- (1) 株式の種類： 普通株式
- (2) 発 行 地： 米国      / 上場している外国の金融商品取引所： ニューヨーク証券取引所
- (3) 株価の推移：



(4) 業績の推移：

(単位：百万USD)

	2016年	2015年
売上高 (会社の収入)	32,376	30,601
当期純利益 (税引き後の利益)	3,760	3,273
株主資本 (株主の財産)	12,258	12,707

(5) 株式1株あたりの情報

(単位：USD)

	2016年	2015年
1株あたりの当期純利益 (基本)	2.21	1.90
(希薄化後)	2.16	1.85
配当金	0.62	0.54

1株あたりの当期純利益 (基本) は、当期の税引き後の利益をすでに発行された株式の数で割った金額です。

(希薄化後) は、ストックオプションや転換社債型新株予約権付社債などが株式に転換されたと仮定した場合株数も加えて計算したものです。

### 3 投資判断に重要な影響を及ぼす事実

(証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項各号に掲げる場合にはその旨及びその内容)

当期は、該当する情報はありませぬ。

#### ■備考

同社の財務諸表に使用されている基準は次の通りです。

<通貨単位> 米ドル

<会計基準> 米国会計基準

#### 【当資料に使われるデータの出所】

- ・財務諸表に関するデータ：当該企業または取引所ホームページより
- ・株価グラフ：取引所のデータをもとにグラフ化

#### «ご留意いただきたい事項»

- (注1) 国内金融商品取引所もしくは店頭市場への上場が行われず、また国内において公募、売出しが行われていない外国株式等については、我が国の金融商品取引法に基づいた発行者による企業内容の開示は行われていません。
- (注2) 本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成したものであり、当該証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (注3) 本情報は、当社が信頼できると判断した公表資料に基づいて作成しておりますが、これらの情報源の確実性を保証するものではありません。
- (注4) 本情報は年次報告書などに基づいて作成するため、記載された決算期が直近に終了した決算期より古い場合や、決算数字修正や直近の株式分割等を反映していない場合がありますので、ご了承ください。
- (注5) 株価の推移は、特に注記のない限り、原則として会計年度の期間を対象としています。